

# 「島津家本」の構成と形成過程

朴 澤 直 秀

## はじめに

「島津家本」とは、明治から昭和初期にかけて、旧鹿児島藩主島津家の家史編纂・史料蒐集機関として存在した「公爵島津家編輯所」が、その編纂事業の過程において蒐集・作成し、第二次世界大戦後東京大学史料編纂所（以下「本所」）の所蔵となつた（現在特殊叢書として公開）書籍（刊本・写本・文書・写真・掛図等）の総称であり、総数は約六七〇〇点に及ぶ。「島津家本」には、伊地知季安・季通父子によつて作成された、島津家・鹿児島藩史研究の基本史料である国指定重要文化財『旧記録』を筆頭とし、鹿児島・宮崎・沖縄三県地方に關わる前近代・

## 家本」中に散見される。

### 一 本所への「島津家本」の受入について

近代史研究のみならず、幕末維新史研究・近代政治史研究等に有用な原史料・写本及び刊本類が多数含まれる。本稿は「島津家本」目録のデータベース化に伴う研究の報告である。本稿の目的は、第一に、「島津家本」の性格を明らかにし、利用の際の史料批判の便に供することであり、第二に、従来、殊に明治三十年代以降の動向がほとんど知られていない「公爵島津家編輯所」に関して、「島津家本」の分析からわかるることを明らかにし、史学史的研究等に資することである。

なお、「公爵島津家編輯所」と「公爵島津家臨時編輯所」という二つの名称は、同一組織を指すものとして、混同して用いられてきたと考え

「島津家本」の本所への受入について、本所内にはつきりした記録は遺つていらない。だが、現存する『島津家文書目録』三上・三下<sup>(3)</sup>（『島津家本』の目録。「三上」が島津家本第一門、「三下」が第二門の目録となっている）は、「維新史料編纂事務局」の柱書をもつ野紙にタイプレされたものである。よつて、「島津家本」は、一旦維新史料編纂事務局の手を経て、さらに本所に移管されたと考えられるのである。

鹿児島市吉野町の尚古集成館（株式会社島津興業）に、内表紙（コピー）本を製本する前の、本来の表紙であろう）に「昭和十八年六月 文部省

ヨリ提出セル借用書類目録」という記載のあるコピー本が蔵されている。内表紙の次には、以下の様な借用証書のコピーが綴られている。

【史料二】

昭和十八年六月十七日

文部省維新史料編纂事務局

文部大臣官房史料編修課

(印・印面「文部大臣  
官房史料編修課印」)

公爵 島津忠重殿

借用証書

左記史料借用致候也

記

一、別紙目録記載ノ通

六二七四点

外二書棚

一七個

カード式目録並同人函

式函  
以上

(欄外下部に「文部省」とあり)

そして、その次に「借第九拾参考号 借入史料目録」と記載された内表紙があり、その次に先述の本所所蔵『島津家文書目録』三上・三下と同一の版によると思われる、「維新史料編纂事務局」野紙へのタイプ打ちの目録が続く。またその次に文部大臣官房史料編修課から公爵島津忠重宛の「貴久公以降代々御家老帳他三百十八点 別紙目録之通」の借用証書があり、その後に「維新史料編纂事務局」野紙を使用した、タ

イブ打ちの「島津家所蔵御手許書類借入目録」が続く。この内容は、本所蔵の『島津家所蔵御手許書類借入目録』と同一であるが、書き込みの筆跡は異なる。

島津忠重の隨想では、島津家袖ヶ崎邸（東京大崎）内におかれた「島津家臨時編輯所」の書類は、編輯所解散の後、太平洋戦争の数年前に火事や散逸を避ける為に「維新史料編集所」に保管され、その後「今の東大が帝国大学時代に歴史の研究所（＝本所のことであろう—朴澤註）にあづけてあつた」とされている。

以上纏めると、「島津家本」は、公爵島津家編輯所（島津家臨時編輯所）解散後、太平洋戦争開始前頃に文部省維新史料編纂事務局（及びその後継部局）に預けられ、昭和十八年六月十七日にその借用証書が島津忠重に渡された、ということになろう。現存するイブ打ちの「島津家本」の目録は、「島津家本」と同時に預けられた、公爵島津家編輯所作成のカード式目録を元に作成されたものであろう。なお、維新史料編纂事務局の後身維新史料編纂掛が本所に合併されたのは昭和二十四年四月一日のことであるが、正式な所属はともかくとして、「島津家本」がどの時点で本所内に存在する様になつたのかは不明である。

因みに、島津家から本所が直接受け入れた「島津家文書」の目録である「島津家文書目録」乾・坤は、「東京大学」の野紙を使用し、題簽の字体も「島津家文書目録」三上・三下とは異なっている。よつて、「島津家文書目録」三上・三下と「島津家文書目録」乾・坤とは全く別に作成されたものであることがわかる。

なお、昭和十一年三月末現在の所蔵図書を収録した『文部省維新史料編纂事務局 所蔵図書目録』には、当然「島津家本」は収録されていない。また、本所蔵の、「維新史料係」による、「維新史料 増加図書目録」は、「文部省」の野紙を使用したものであり、終戦後早い段階で作

成されたものかと思われるが、これにも「島津家本」に属する史料は収載されていない。そして、「島津家本」に属する史料には、一点たりとも維新史料編纂事務局関係の受入印等は捺されていない。つまり、「島津家本」は維新史料編纂事務局、及びその後身の図書の中に分割・編入されることとはなかつたのである。

## 二 「島津家本」の構成

### 1、受入番号について

「島津家本」の各書籍には、原則として、橢円形の「公爵島津家編輯所」の印が捺され、その中に、受人の通し番号の印が捺され（手書きで通し番号が記されているものもある）、且つ受入の年月日が記入されている。この受入番号は、後述する現行の分類番号とは別のものである。

また、その印の下に、「購入」「寄贈」「作成」「引継」のいずれかの三文判が捺されている。これは、いうまでもなく受入時の事情を記したものである。

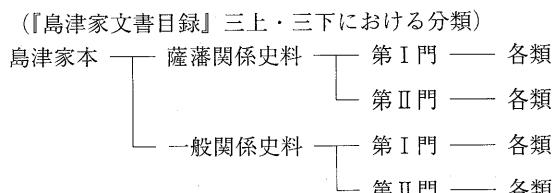
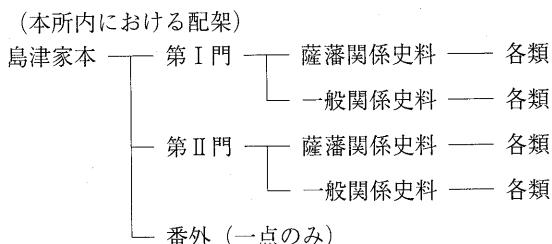
### 2、現行の分類番号について

【表1】に示した様に、「島津家本」の、現在の史料編纂所内での架子類は、「薩藩関係史料・一般関係史料一門一類」という順番でなされており、一方、先述の『島津家文書目録』三上・三下では、「門一薩藩関係史料・一般関係史料一類」という順番で分類がなされている。

「薩藩関係史料」には橙色の枠が印刷されたラヴエルが、「一般関係史料」には青色の枠が印刷されたラヴエルが、それぞれ表紙等に貼付されている。この二種のラヴエルの枠の四隅には「島津編纂」の文字が配されている。「薩藩関係史料」「一般関係史料」の別は、それが薩隅日三国及び琉球・沖縄における事物・事象や、薩摩藩の動向に関するものであるか否かの別によるものである。

「門」は、第一門・第二門の二つに分類されている。  
先ず第一門についてであるが、これは主に公爵島津家編輯所が購入したもの、寄贈されたもの、及び何らかの部局から引き継ぎ、登録したものが、ラヴエルの枠は三段に区切られ、一番上の段にローマ数字で門が、

【表1】「島津家本」内の分類系統図



番外史料は記載なし

治四十（一九〇七）年八月二十日（受入番号「一九」）である。<sup>(6)</sup> 第一門には、原文書や、近世の刊本・写本類も多数含まれている。昭和十六年頃まで受入がなされているが、継続した受入は昭和二年五月で終息し、以降は散発的な受入となる。一方第二門は、公爵島津家編輯所内で作成されたもの、及び、何らかの部局から引き継ぎ、登録されたものからなる。第二門は基本的に公爵島津家編輯所内部で作成されたものである。最も早い受入年月日は、大正九年六月一日である。第二門も昭和二年五月で一旦大方の受入は終了し、その後は昭和十年にかなり纏めて受け入れられるのみである。

次に、「類」についてである。「類」は、全部で十五設定されている。各類の区別には、現状からみると曖昧な面もあるが、基本的には、【表2】に示した様に分類されている。なお、薩藩關係史料第一門第一四類には薩摩版（鹿児島藩藏版）ないしは佐土原藩藏版の漢籍類が登録されており、公爵島津家編輯所関係者の、公爵島津家編輯所に関する系譜意識を探る上で興味深い。

類内（及び通し番号内）では、原則として受入順に番号が付されている。

なお、先述の『文部省維新史料編纂事務局 所蔵図書目録』の「凡例」には、

#### 【史料二】

一、分類記号欄の一は購入又は寄贈によるもの、二は本局作成にかかるるものにして多くは諸官衙諸家所蔵史料の副本なり。

尚記号は い（一般史料）、ろ（伝記、武鑑、辞典、年表）、は（談話

筆記）、に（公文、上書、建白書）、ほ（公文、日記、手記）、

へ（書簡類）、と（紀行文）、ち（詩文、遺稿）、り（地図、絵画、写真）、ぬ（洋書）、る（家譜、武鑑、辞典、表類）、

とある。

を（雑書）、わ（目録）、よ（出張報告）とす。但し大正十二年九月の大震火災以後は「に」「<sup>(ママ)</sup>とはほ」へ、「る」は「ろ」へ、「を」は「い」へ取纏めたり。

島津家本における第一門・第二門の分類と、維新史料編纂事務局における一・二の分類とは全く同様のものである。また、島津家本の各類と、維新史料編纂事務局の各記号との間に、相関関係があるかもしれない。

大正七年十二月二十二日、島津家当主忠重は島津家の家政改革の為の「臨時調査所」設立の趣意を発表した。<sup>(7)</sup> その際の「島津家臨時調査所委

【表2】「島津家本」各類の内容

第1類	文書類（及びその写し・以下同様）
第2類	留書・記録類
第3類	日記・記録・紀行類
第4類	書簡類
第5類	詩歌文集類
第6類	談話・対話・講演記録類
第7類	伝記・家記類
第8類	歴史・戦記・地誌・考証・沿革類
第9類	図表・絵画・墨跡類
第10類	辞典・事典類
第11類	目録
第12類	参考史資料類（雑誌・叢書・記録・編纂物〈「旧記雑録」等〉・日記・家記・年譜・考証・諸家史料謄写等）
第13類	欧文・洋書類
第14類	内部編纂物
第15類	内部作成印刷物

員嘱托ノ為メ招待午餐会席上公爵口演筆記<sup>(8)</sup>に付された「島津家臨時調査所規定」の第一条は、「本所ハ当家ニ於ケル齊家ノ基礎ヲ確立シ及ビ齊彬久光忠義ノ三公ヲ中心トシタル旧薩藩尽忠ノ事實ヲ蒐集編纂スルヲ以テ目的トス」となつており、史料の蒐集・編纂事業は臨時調査所設立の主要目的の一つとされた。その後、大正八年二月、臨時調査所運営の為の委員会において、次の様な決定が行われた。

【史料三】<sup>(9)</sup>

大正八年二月十日委員会ニ於テ決定

各事項調査方法

(中略)

尽忠事實ノ蒐集編纂

一現在ノ臨時編輯所ノ事業トスルコト

一現在ノ臨時編輯所ニ於テ著手シアル事業ハ其儘進行スルコト

一此際ハ材料蒐集方法ニ心力ヲ注キ旧薩藩中ハ勿論関係各所ニ就キ細大漏サス材料ヲ集ムルコト

一材料蒐集ニ就テハ從来ノ分ト二重ニ涉ラサルヲ原則トスルコト

一從来ノ材料ニシテ校正充分ナラス又ハ変改セラレタル恐アルモノハ此際二重ノ手数トナルモ尚原材料ニ就キ充分ノ調査ヲナシ完全ノ材料ト

ナスベキコト

一右ニ付テハ編輯所二人員ノ増加ヲナシ従テ予算ニ増額ヲ要スルハ止マ得サルコト

ここから、「尽忠事實ノ蒐集編纂」が、從来の「臨時編輯所」の業務を踏襲したものであり、今後も編輯所の事業として行つていくこと、

「材料蒐集」が重視されたこと、編輯所の規模拡大が予測されていること、等を読み取ることができる。そして、臨時調査所が調査の目的で蒐集した書類の項目別一覧である「大正八年五月起 臨時調査所蒐集材料

書類目録<sup>(10)</sup>には、「尽忠事實材料目録」として、「維新史料編纂会編纂規

定(維新史料編纂会ヨリ借用謄写)」「同会事業ノ経過(自明治四十四年五月至大正四年十一月)(同会ヨリ貰受)」の二点が記され、「大正九年六月十一日西村委員ニ貸与」との付箋が付されている。なお、この二点の史料は、尚古集成館所蔵史料分類番号二〇一一一九(「臨時調査所蒐集材料尽忠事實材料」)に含まれ、現存している。ここから、大正八年前後の家政改革時において、島津家編輯所が、維新史料編纂会の規定を参考にしたことがわかる。以上から、島津家の現行の分類番号は、維新史料編纂事務局における図書の分類を参考にして作成されたものと考

えられる。

また、分類番号の適用の始期は、恐らく第二門に所属する書籍の受入が始まった大正九年六月一日ではなかろうか。ラヴエルの状況からみて、大正九年六月一日以前に受け入れられた第一門所属の書籍のラヴエルに、あとから「I」の数字を附加したとは考えにくく、また、それら全てにラヴエルの貼り替えが行われたとも思われない。

三 奥書について

主に二門に含まれる<sup>(11)</sup>、大正九年十月頃以降昭和二年五月頃迄に、公爵島津家編輯所において作成され、基本的に、「公爵島津家編輯所」と柱書された野紙もしくは無地の用紙を使用した謄写本・影写本等には、ほぼ全てに、島津家臨時編輯所の「甲号奥書」が付されている。「甲号奥書」には、以下の様な情報が記載されている。

欄外上：括弧内に「謄写 全」「影写 全」等と、謄写・影写の別、及び原本の一部の写しであるか、全部の写しであるかの別が記されてい

(台本出所種別数量) : 例えば「鹿児島市○○町××氏所蔵原本一冊之内」という様に、所蔵者・所蔵機関または採訪者、底本が原本であるか写本であるかの別、底本の点数と、その全部の写しであるか、一部の写しであるか、ということが記されている。

(謄写・影写人氏名印) : 写しの方法が、謄写であるか、影写であるかの別、及び、謄写人または影写人の氏名が記され、その姓が捺印されている。

(著手) : 謄写・影写に着手した年月日。

(完了) : 謄写・影写が完了した年月日。

(校正終了) : 校正が終了した年月日。

(校定終了) : 校定が終了した年月日。なお、底本が写本である場合は、原則として校正のみ行われ、校訂は行われていない。

(主任印) (校正者印) (校定者印) : 「主任印」の欄は「著手」「完了」の欄の下部にある。

(副本名称) : 作成された本の名称と底本の名称とが同じ場合は作成された本の名称が、作成された本の名称が底本のものと異なる場合は、原本の名称等が記されている。

(備考) : 概ね、原本から写されたものには「底本」、写本から写されたものには「准底本」または「仮底本」の印が捺してある。校定の有無とも考え併せるならば、公爵島津家編輯所の史料蒐集事業において、史料のテクストの精度の高さが重視されていたことを窺うことができる。その他、底本の信頼度や、校正を行なかつた理由等も備考欄に記される。

次に、乙号奥書についてであるが、乙号奥書を有するものは、わずか数点しか確認できない。乙号奥書には、底本とした写本の信頼性に関する情報が記載されている。

#### 四 「島津家本」の形成過程と公爵島津家編輯所

##### 1、「島津家本」受入の前史

明治三十三年迄の島津家の家史編纂事業については、「史談速記録」所収の「市来四郎翁之伝記」<sup>12</sup>と、明治三十三年一月、元島津家家令東郷重持が記した「編集方御取設顛末」<sup>13</sup>とを基本史料とし、幾つかの先行研究が触れている。但しそれら先行研究では、藩制時代の記録所と明治期の家史編纂事業との関係や、伊地知季通による『旧記雜錄』の増補作業と、家史編纂事業との関係は（それぞれ、直接の系譜関係はない様であるが）明確にはされていない。ここでもそれらの問題を明らかにすることはできないが、以下、先行研究を参照し、「編集方御取設顛末」を中心概観しておく。明治十五年、市来四郎が島津久光・忠義により斎彬の言行録編集を委嘱された。明治十八年にはさらに調査の範囲を斎彬より一・三代遡らせてこととなり、また市来は久光の談話を記録し、且つ家記『旧邦秘録』を編集し逐次久光・忠義の検覧に供した。明治十八年十月には市来が鹿児島に「編輯所」を創建した。明治二十一年五月、宮内大臣が、島津・毛利・山内・水戸徳川の四家に、嘉永六年から明治四年に至る迄の旧藩内における事蹟を記録し、三ヵ年以内に「上呈」するようとの命を伝えた。これに伴い、島津家では東京に編集方出張所を設け、市来四郎の甥寺師宗徳を主任とした。なお、市来・寺師は、史談会の中心人物となる。明治二十二年には、鹿児島の編集方で編纂した、久光が戊辰前後に三条実美・岩倉具視と交わした書簡の臨写を皇室に提出した。明治二十三年には編集方を東京に一本化し、提出する記録の書名を「島津家国事歴掌史料」とすることを定め、市来に上京することが命ぜられた。以降漸次鹿児島の事業を東京に移し、明治三十二年七月に一旦事業が中止とされ、「改めて其順序を定められ」、明治三十三年六月

までを「一期とする」こととなつた。

2、「島津家本」の形成過程——引継本の受入状況を中心にして——  
さて、明治三十三年以後の島津家の編集（輯）方ないし編集（輯）所の動向については、史談会速記録も語らず、諸先行研究も詳述はしていない。<sup>15)</sup>なお市来四郎は明治三十年頃から病気になり、三十六年に死亡している。

一方、「島津家本」の分析から追うことのできる公爵島津家編輯所の歴史は、基本的に、第一門における、最古の受入を確認できる明治四十一年八月以降のものということになる。なお、宮地正人氏によれば、日露戦争を画期とした史談会の急進化に対し、四十年八月以前に水戸徳川家代表員手塚任が<sup>16)</sup>史談会の評議員を辞任し、続いて毛利・島津家も史談会を脱退したという。史談会からの脱退に伴い、編輯所の機構改革が行われ、新着図書への受入番号の付与が行われはじめたという可能性もあるのではないか。本項では以降、「島津家本」の受入状況から読み取れる点を纏めていきたい。なお、【表3】として年表を作成したので、適宜参照されたい。

大正二年七月十二日付けで、もともとは後述の大正十二年二月に受け入れられた書籍類と一括されていたと思われ、ある時点で「十五番箱」内の「古文書（雑種）（雑記）」と分類されていた一連の史料（「雑ノ〇〇」という番号を記した張り紙を有するか、あるいはその様な番号を直接記入されたものが多い）が、第一門に購入本として多数受け入れられている。<sup>17)</sup>しかし、島津家内で史料の売買が行われたとは考えにくい。あるいは大正二年時点では未だ「引継」という種別がなかった為、「購入印を捺したのではなかろうかと考えられる。なお、これらの中には、伊地知季安自筆本かと思われるものも若干含まれている。

なお、「島津家本」において、明治期に受け入れられた購入本には、  
「甲〇〇」、また、大正九年六月一日付けで受け入れられた作成本には、「戊〇〇」という番号を記した、同じ大きさ・意匠の横長のラヴエル、またはその痕跡がみられるものが多い。乙、丙、丁の分類記号の有無は不明だが、これらは現行の分類番号が実施される以前の番号であると考えられる。前述の通り、第二門に現行の分類番号が実施されたのは大正九年六月一日である。第二門の、「戊〇〇」という番号ラヴエルが付された謄写本には、先述の、大正九年十月頃以降受入の作成本に多く用いられている「公爵島津家編輯所」の柱書をもつ罫紙ないしは無地用紙は用いられておらず、概ね、青色墨をもち柱書のない罫紙が用いられている。これらの実際の作成年月日はほとんど不詳だが、内表紙に「戊三八一」「戊三八一一」のラヴエルを遺す『丁卯日記』一、二（一般関係史料第二門第三類三一一、一二）には、本文の末尾に、台本出所・謄写人氏名の他、着手・完了・校合終了の年月日として、大正四年五月十八日の日付が記されている。

第二節、及び本項における以上の分析から、大正九年は図書登録体制における一つの大きな画期として位置づけ得る。

「島津家本」における「引継」名目での受入の初出は大正十年であるが、その後、纏まつたかたちでの引継が数度みられる。先ず、大正十二年二月八日及び二月二十日に第一門に受け入れられた一連の引継本は、特に薩藩関係史料第一門第一二類三三及び一般関係史料第一門第一二類七八に配架されたものが多いが、これは島津家本第二門中に現存する『書籍目録』に収載された書籍群と一致する。この『書籍目録』では各書籍が壱番箱—廿九番箱の箱毎に記載されており、「島津家本」中に現存しないものも含まれている。この『書籍目録』は、尚古集成館に現存する『旧編輯方御家譜参考書籍目録』、及び島津家本第一門中に現存する『書籍目録』と内容的には一一致すると考えられる。なお後者は、表

【表3】「島津家本」受入状況関連年表

明治23(1890)年 同 明治34(1901)年 明治39(1906)年12月5日 明治40(1907)年 大正2(1913)年7月12日 大正4(1915)年5月18日 大正8(1919)年7月 大正9(1920)年6月1日 大正9年10月 大正10(1921)年6月15日 大正11(1922)年8月18日 大正12(1923)年2月 大正12年11月3日 昭和2(1927)年3月・5月 昭和2年5月26日 昭和10(1935)年8月・9月 昭和16(1941)年 昭和18(1943)年6月17日	「伊進上」本、伊地知季通から磯島津家へ寄贈 「島津家国事鞅掌史料」の名称決定 少なくともこの時点迄、「磯編輯方」存在 国事鞅掌史料、『旧邦秘録材料』等既に成立 この頃「島津家本」の受入番号付与始まる 「十五番箱」内の「古文書（雑種）（雑記）」の史料（「雑ノ〇〇」という番号付与）、「購入」として受入 この日に完成した「戊」番号を付与された作成本あり 大久保家所蔵書簡写本46冊磯邸から東京へ移動 現行の分類番号付与始まる 作成本への「甲号奥書」の付与始まる 「引継」の初出 大久保家所蔵書簡写本46冊、史料掛で「雑ノ部」に編入 薩藩関係史料I—12—33及び一般関係史料I—12—78として、一旦磯編輯方に集積されたと考えられる一連の書籍引継 第I門に『旧記雑録』、第II門に国事鞅掌史料索引・同目録・同引用書目、旧邦秘録索引、大久保家蔵書簡写本等を引継 第II門に、元国事鞅掌史料、「市来四郎編」印・「市来蔵書」印・「磯島津邸蔵書之印」等を有するものが引継 残務整理の都合上未校正のままとなった作成本受入。作成本への甲号奥書の付与終る 第II門に、大久保家蔵書簡写本、元国事鞅掌史料、「市来四郎編」印・「島津家之蔵書」印を有するもの等を受入。内、薩藩関係史料II—12に、『旧邦秘録材料』『齊宣公史料』『齊興公史料』『齊彬公史料』『忠義公史料』『島津家国事鞅掌史料』等を「引継」、『明治〇年忠義公史料』『薩藩史料稿本』『薩藩戊辰戦闘史料稿本』等を「作成」として受入 この頃まで受入継続 文部省による「島津家本」借用証書発行
---	--

紙に「島津邸編輯方」の記載及び「儀島津邸編輯方」の印等を有し、未尾に貼付された明治二十九年四月付の「證入」の中には、明治二十七年頃から三十四年頃にかけての、島津家編集掛員から諸家への文書の借用証、及び諸家から儀島津家編輯方宛の文書の受取証が納められている。

島の儀邸に「編輯方」が存在していたことがわかる（なお、儀編輯方に関する史料として、「島津家本」中に、「明治三十四年 儀編輯方事業取調書」という書籍が残存し、明治三十二年から三十四年にかけての史料蒐集活動が記されている）。また、これらの引継本の中には、表紙に「伊進上 ○番箱」（この番号は、「書籍目録」における番号と同じ）等と記され、あるいはその記載が抹消された一群の史料、すなわち伊地知季通から儀島津家へ明治二十三年に寄贈されたと考えられる自筆本・家蔵本類が全て含まれている。この「伊進上」本の多くには「儀島津邸蔵書之印」が捺してあるが、「伊進上」本以外にも、この一連の引継本

の中に「儀島津邸蔵書之印」を有するものがあり、また、「儀島津邸編集方之印」を有するものもある。これら一連の引継本は、一旦儀邸の編輯方に集積され、それがさらに公爵島津家編輯所に移管され、大正十二

年二月に登録されたものであると考えられる。

一方、大正十二年十一月三日には、「旧記雑録」や、「市来蔵書」の印を有するもの、国事鞅掌史料索引、国事鞅掌史料目録、国事鞅掌史料引

用書目、旧邦秘録索引、大久保家蔵書簡写本等が「引継」として受け入れられている。『旧記雑録』は第一門に、国事鞅掌史料索引、国事鞅掌史料目録、国事鞅掌史料引用書目、旧邦秘録索引、大久保家蔵書簡写本等は第二門にそれぞれ分類されている。この内、大久保家蔵書簡写本は第二門第四類に属し、現在薩藩関係史料に用いられているものと同一のラヴエルが多く貼り遺されている。そのラヴエルには、上段に二八、中

段に二一八というアラビア数字が記入されており、下段には個別のアラビア数字が記入されている。これに関するては、島津家本中に現存する「書籍目録 雜之部」（内表紙に「大正九年六月一日引継之一部 雜之部図書目録 史料掛」とある<sup>23</sup>）の中に、二一八番として、「大久保家所蔵書簡」一一八（七八を見せ消ち）冊が記されている。また、当該項目には「大正八年七月儀邸ヨリ取寄セシ四十六冊ヲ大正十一年八月十八日雜ノ部へ編入ス」という付箋が付されている。ここから、東京の公爵島津家編輯所内で、現行の分類への受入とは別に、「史料掛」（後述）において、「雜之部」というかたちでの書籍集積が行われていたと考えられる。そしてここにはまた、現行の分類番号（II—四一—四四）も記されている。しかし、薩藩関係史料II—四一—四四以外にも一一八冊に含まれる大久保家蔵書簡写本は現存しており、それらは昭和十年八月十三日に受け入れられている。なお、他に、「中山実善日記」にも、同様の旧ラヴェルを認めることができる。

次いで、昭和二年の三月及び五月に大幅な引継本の受入が行われる。この時期の引継本は第一門にもみられるが、大部分は第一門に登録され、そこには「元国事鞅掌史料」印、「市来四郎編」印、「市来蔵書」印、「儀島津邸蔵書之印」を有するもの等が含まれる。ここでは、「旧邦秘録」や、「本所編」と「島津家文書目録」三下に注記された『天保編年史』が含まれていることが注目される。

なお、昭和二年五月二十六日受人の作成本に付された甲号奥書の備考欄には、「本書ハ残務整理ノ都合上未校正ノマ、受入ヲナセリ」という内容の書き込みが多くみられ、校正・校定はなされていない。昭和二年四月十二日、島津家が筆頭株主であつた十五銀行が休業し、多大な打撃を受けた島津家は家政の整理を余儀なくされた<sup>25</sup>。編輯事業の整理もその一環に位置づけ得るであろう。

先述の通り、以後図書の受人は間歇的になるが、昭和十年八・九月に、第二門に、大久保家蔵書簡写本や、「元国事鞅掌史料」印、「市来四郎編」印、「島津家之蔵書」印を有するもの等多数の書籍が受け入れられている。ここでは『旧邦秘録材料』や、『斉宣公史料』『齊興公史料』『斉彬公史料』『忠義公史料』『島津家国事鞅掌史料』『薩藩史料稿本』『薩藩戊辰戦闘史料稿本』等、市来四郎ないし公爵島津家編輯所が編纂し、薩藩関係史料第二門第一四類に登録された書籍が多数含まれている。大部分は引継であるが、『明治〇年忠義公史料』『薩藩史料稿本』『薩藩戊辰戦闘史料稿本』等は作成となっている。『斉宣公史料』『齊興公史料』『斉彬公史料』『忠義公史料』は、概ね「市来四郎編」の印を有するが、本文冒頭で「国事鞅掌史料」の記載が抹消されているものや、「元国事鞅掌史料」印を有するものがあり、もともと国事鞅掌史料に属するものであつたと思われる。なお、ここで、一部の草稿（薩藩関係史料一一一四三一イ）を除く『薩藩史料稿本』には、「公爵島津家編輯所稿本用紙」や「公爵島津家編輯所綱文用紙」が用いられている。この「公爵島津家編輯所稿本用紙」は、「公爵島津家編輯所」の野紙と類似のものであるが、この『薩藩史料稿本』は、「薩藩史料 壱帙拾冊、右編纂脱稿二付献上相成即」御前へ差上経、乙覽候、此段申進候也】明治三十七年一月九日】宮内大臣子爵田中光頭「公爵島津忠重殿」という前記を有する『薩藩史料<sup>(26)</sup>』とは異なるもので、文化六年九月から明治七年六月は月迄を内容としたものである。また、他の稿本類よりも整った体裁を有している。この『薩藩史料稿本』の作成は、大正後半期から昭和初年の公爵島津家編輯所における主要な編纂活動だったのではないかと推測される。

(表紙) (中略) (本文) (表紙) (職制案)

臨時編輯所規定

第一条 臨時編輯所ハ總務所ノ管理ニ属シ歴代ノ家譜旧藩事蹟及齊彬久光忠義三公ヲ中心トシタル尽忠ノ事実ヲ蒐集編纂スル所トス

(中略)

第八条 臨時編輯所ノ事務ヲ分チテ左ノ二掛トス

一 編纂掛

一 史料掛

(以下略)

第九条 編纂掛ハ家譜旧藩事蹟及尽忠事実ノ編纂ヲ掌ル

第十条 史料掛ハ史料ノ蒐集整理及保存ヲ掌ル

とある。【史料四】における記載をも考え併せるならば、以上から、「公爵島津家編輯所」野紙・無地用紙を用い、甲号奥書を有する写本が、「史料掛」によつて作成され、原則として逐次登録されたのに対し、「編纂掛」によつて作成された稿本は、昭和十年段階迄、公爵島津家編輯所の書籍としては登録されなかつた、と推測される。また、昭和二年段階で登録された、若しくは昭和十年に同時に登録された古い編纂物は、登録時迄稿本扱いで「編纂掛」の管理下におかれていた可能性があるのではないか。

け入れられた引継本は、その多くが『明治三十五年一月調製』〔鉛筆書保管〕『鉛筆書臨時編輯所』<sup>28</sup>に『金券局』<sup>29</sup>同三十九年十二月五日再調御材料書類數計算書『旧藩事蹟編纂方』<sup>30</sup>に収載されている。『国事鞅掌史料』(元国事鞅掌史料)等として分割再編される前のものかと思われる)もここに収載されている(『旧邦秘録材料』、大久保家所蔵書簡七二冊を含む)。

弓継本の、第一門へと第二門へとの振り分け基準や弓継の過程を充分に明確にすることはできない、しかし以上から、原則として、磯島津邸編輯方蔵書、あるいは磯島津邸蔵書であったものは第一門に配分され、一方、東京の編輯方・編輯所で作成されたものや、磯邸に由来するものであっても、一旦東京の公爵島津家編輯所の編纂掛に所属したものは、内部作成物扱いとして第二門に分類された、と推測できよう。

なお、甲号奥書に記載された贋写人名等から窺える公爵島津家編輯所の職員は、尚古集成館所蔵史料にみられる、島津家の家政に携わった者と多く一致する。本節においてみてきた編輯所の沿革からも、公爵島津家編輯所及びその前身が島津家の家政機構の中に位置づけられ、島津家の家政の動向に、編輯所の動向も規定されていたことがわかる。一方、「島津家本」の受入が始まって以降、史談会との機構的な繋がりは窺えず、「史談会」印を有する本の購入すらみられる。なお、書籍の受入状況から、昭和二年五月以降は、編輯所の機能の内、特に史料の贋写事業は実質的に停止ないし縮小されたものと思われ、また特に昭和十年より以降の受入は、島津家内における蔵書整理の一環としての意味を有して

いた可能性もある。本所謄写本の『旧記雑録』前編卷二の奥書には、  
「右 旧記雑録 前編 卷一 東京市品川区五反田六一二三四 島津忠  
重氏所蔵、昭和十七年三月謄写了」とある。この時点では、「島津家本」  
に属する『旧記雑録』は、島津家の所蔵本として認識されていたのであ

3、「島津家本」中に現存しない書籍

された書籍の内、現在「島津家本」中に存在しないものがある。「借入・作成・寄贈・購入史料目録」自大正十四年一月至大正十五年十二月<sup>(31)</sup>には、大正十四・十五年に受け入れられた史料が収載されているが、その中に、「寄贈之部」に約百点、「購入之部」に約二百五十点の、『島津家文書目録』三上・三下に含まれていらない書籍が収載されている。これらの特徴としては、ほとんど一般関係史料に分類され、特に購入本では雑誌が多いことを指摘できる。なお、『島津家文書目録』三上・三下に記載された書籍は、ほぼ「島津家本」中に現存しているが、『島津家文書目録』三上・三下の作成時点で、既に一般関係史料第一門の残存状況が悪いことを指摘できる。維新史料編纂事務局ないしその後身への貸し出しの際に書籍の選別が行われたのか、それ以前の段階に行われたのか不明であるが、他でも閲覧し得るような書籍が除かれた可能性もある。また、現在尚古集成館に所蔵されている史料の内、「公爵島津家編輯所」の受入印及び受入事情の種別印を有するものがある。これらは、『島津家文書目録』三上・三下においては欠番となっているが、前述の『借入・作成・寄贈・購入史料目録』自大正十四年一月至大正十五年十二月<sup>(32)</sup>に記載されているものはない様である。これらは、東京の公爵島津家編輯所に属していた書籍から抜き取られ、鹿児島に移されたものと考えられるが、事情の詳細は不明である。

4、公爵島津家編輯所、及びその関係者による編纂印刷物

最後に、補足として、公爵島津家編輯所及びその関係者により編纂され、且つ印刷された書籍について概観しておこう。『照国公文書』（全二巻）の例言には、「明治四十三年九月 島津家編輯所識」とあり、奥付では、明治四十三年十一月二十五日発行、著作兼發行者、東京市芝区白

金三光町島津家臨時編輯所となつてゐる。『島津久光公実記』（全八巻）の例言には「明治四十三年十一月 島津公爵家編輯所識」とあり、奥付では、明治四十三年十二月一日発行、著作権所有、東京市赤坂区氷川町四番地、岩崎宰となつてゐる。ただし、これらに記載された「編輯所」と、本稿でみてきた公爵島津家編輯所との異同等については検討が必要であろう。一方、維新史料編纂会に大正十四年六月三十日に受け入れられた『島津家近世略年表』も、公爵島津家臨時編輯所編となつてゐる。また、大正十年十月二十三日に袖ヶ崎邸で行われた薩摩硝子陳列会のパンフレット『薩摩硝子の沿革』には冒頭に「公爵島津家編輯所編纂」と記されている。なお、大正十五年七月三、四日に袖ヶ崎邸で行われた薩摩陶磁陳列会のパンフレット『薩摩陶磁器伝統誌』の奥付には、「公爵島津家臨時編輯所 編纂員 坂田長愛編」とある。さらに、『薩藩海軍史』（全三巻）は昭和三年十一月十日から昭和四年五月五日にかけて発行されているが、編纂者は公爵島津家編輯所となつてゐる。

### おわりに

ここでは、本稿で明らかにした主要な点を中心に纏めておこう。

先ず最初に、以上の受入状況等の検討からも明らかな様に、「島津家本」の内容が、従来漠然と考えられてきた様な「島津家国事歴史史料」及びこれを編纂する為に蒐集・作成した写本・刊本類<sup>(33)</sup>のみに留まるものではなく、国事歴史史料作成後に作成（謄写・影写・編纂）・蒐集されたものも多数含まれてゐること、そしてほとんどの書籍に付されていいる受入番号、及び現行の分類番号は、国事歴史史料編纂事業後のものであることを確認しておきたい。受入番号による登録は明治四十年頃から、分類番号の付与は大正九年から始まつたものと考えられる。史料の謄写事業は昭和二年頃迄継続され、購入本の登録は昭和十六年迄確認される。

金三光町島津家臨時編輯所となつてゐる。『島津久光公実記』（全八巻）の例言には「明治四十三年十一月 島津公爵家編輯所識」とあり、奥付では、明治四十三年十二月一日発行、著作権所有、東京市赤坂区氷川町四番地、岩崎宰となつてゐる。ただし、これらに記載された「編輯所」と、本稿でみてきた公爵島津家編輯所との異同等については検討が必要であろう。一方、維新史料編纂会に大正十四年六月三十日に受け入れられた『島津家近世略年表』も、公爵島津家臨時編輯所編となつてゐる。また、大正十年十月二十三日に袖ヶ崎邸で行われた薩摩硝子陳列会のパンフレット『薩摩硝子の沿革』には冒頭に「公爵島津家編輯所編纂」と記されている。なお、大正十五年七月三、四日に袖ヶ崎邸で行われた薩摩陶磁陳列会のパンフレット『薩摩陶磁器伝統誌』の奥付には、「公爵島津家臨時編輯所 編纂員 坂田長愛編」とある。さらに、『薩藩海軍史』（全三巻）は昭和三年十一月十日から昭和四年五月五日にかけて発行されているが、編纂者は公爵島津家編輯所となつてゐる。

さて、本稿における分析は、近代の維新史研究史の中で、史談会や、修史局・維新史料編纂会等の公的歴史編纂に比べ、今までにはつきりと位置づけてこられなかつた旧大名家の家史編纂の位置づけや（但し、島津家本中に蒐集された書籍は、維新史研究に関わるものには留まらないが）、近代の諸歴史編纂事業における方法的・史観的系譜の解明に向けての基礎作業としての意味を有し得るであろう。しかし、素材の有する限界も手伝つて、甚だ雑駁且つ推測の多い記述に終始してしまつた。

『島津家本』そのもの以外に遺された、「島津家本」及び公爵島津家編輯所に関する情報はあまりにも少ない。よつて本稿では、「島津家本」の受入状況を中心とした構造的把握から、その作成・保存母体である公爵島津家編輯所の沿革、及び「島津家本」の性格に遡及的に迫るという方法を探らざるを得なかつた。本稿で行った作業は、甚だ不完全ではあるが「文書群の構造的認識」に繋がるものであるといえよう。そしてまた、それが「島津家本」及びそこに含まれる個々の書籍、さらには公爵島津家編輯所に関する情報を得る為の、現在採り得る最も有効な手段であるという意味において、「文書群の構造的認識」の有効性が当該事例

において示されていいるとも言い得よう。但し、今後取り組み得る課題として、各書籍の内容や、甲号奥書の分析、あるいは、各種蔵書印やラヴェル痕等をも手がかりに含めた、「国事鞅掌史料」等の内部書籍群に着目したより詳細な通時的構造把握等が残されており、より精緻な構造把握を行う余地はまだあると考えられる。また、公爵島津家編輯所の職員をめぐつても、詳細な検討が可能であろう。

〔註〕

(1) 受入日時の分析等、行論の都合上、本文中における年号記載には元号を用いる。

(2) 鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵、(文書)七九〇九(井上歌子家文書)。

(3) 東京大学史料編纂所(以下「本所」)架蔵図書四一七一・九七一七一一

(4) 島津忠重『はばたき』(東京書院、一九六六年)なお、岩切美保「島津家文書と島津家の編輯事業」(『国語国文薩摩路』三八、一九九四年三月)に引用されている。

(5) 本所架蔵図書。

(6) 薩藩関係史料I—二一一「薩隅日」第一巻第一号。

(7) 島津家の家政改革については、寺尾美保「明治大正期の島津家について—明治三十二年・大正十年の「職制」を中心に—」(『尚古集成館紀要』六、一九九三年)を参照。

(8) 尚古集成館所蔵史料、分類番号二〇一一一三。

(9) 尚古集成館所蔵史料、分類番号二〇一一一四。

(10) 尚古集成館所蔵史料、分類番号二〇一一一五。

(11) 第一門にも十五冊のみ「作成」本があるが(『成形図説』(薩摩関係史料I—一四一一三二〇四五)、これは購入本に欠けていた巻を写本作成により補つたものである。

(12) 『史談速記録』第百二十四輯、第百四十輯、一九〇三年三月)

一九〇四年七月。(『史談会速記録』合本一九〇合本二一、原書房、一九七三年に復刻)。

(13) 前掲「市来四郎翁之伝記(附録)」(『史談速記録』第百二十四輯)に収録。

(14) 岩切美保前掲「島津家文書と島津家の編輯事業」、原口虎雄「しまづけこくじょうしうしりょう」(『国史大辞典』第七卷項目、吉川弘文館、一九八六年)、「解題」(『鹿児島県史料』齊彬公史料第一卷、一九七四年)、宮四本健光「解題」(『鹿児島県史料』忠義公史料第一卷、一九八一年)。宮地正人「政治と歴史学—明治期の維新史研究を手掛りとして—」(西川正雄・小谷汪之編『現代歴史学入門』東京大学出版会、一九八七年、所収)。

(15) 岩切美保前掲「島津家文書と島津家の編輯事業」。

(16) 宮地正人前掲「政治と歴史学—明治期の維新史研究を手掛りとして—」。

(17) 薩藩関係史料I—二一一三「古文書雑種雜記目録」は、「公爵島津家臨時編輯所」の柱書を持つ野紙を使用し、各冊を「十五番箱」に属するものとして、それぞれに「雜ノ〇〇」の番号を与えていた。この番号が、現存する、各冊に貼付された紙片、あるいは各冊に直接記された番号に対応する。これら一連の書籍には、例えば薩藩関係史料I—三一三「日清交戦ニ付広島へ大本営被為移大元帥陛下御親征御駐輦ニ付天機伺トシテ御出広一巻」(旧番号雜ノ四六)が明治二十七年九月「磯御邸編輯方」の手になるものであるなど、島津家内部に由来するものが多く含まれる。

(18) 薩藩関係史料II—一一一三。

(19) 分類番号二〇一一五。

(20) 薩藩関係史料I—一一一八。

(21) 薩藩関係史料I—一一一五。

(22) 薩藩関係史料I—一一一七(『磯島津邸工進上書類目録』による。なお、この目録については宮下満郎氏による紹介がある(『磯島津家へ進上書類目録』(『旧記録月報』四、一九八二年一月))。

- (24) 薩藩関係史料II—三一二二五。  
(25) 寺尾美保氏の御教示による。なお、寺尾美保「島津家と第十五国立銀行  
行休業問題に関する一考察——華族の資産運用と顧問制度の関係——」(『尚  
古集成館紀要』七、一九九四年) 参照。  
(26) 薩藩関係史料II—一四一六。大正十四年六月二十日受入、作成。  
(27) 尚古集成館所蔵史料、分類番号二〇一一三。  
(28) 薩藩関係史料I—一一一【旧藩事蹟編纂材料書類総目】所収。  
(29) なお、松下重資『鹿児島県郷土系統史』(昭和五年)、及び同『鹿児島  
県郷土史大系』の五巻(昭和九年)迄には、校閲者として、「島津家編輯  
所 有馬純彦」の名が記載されている。ここから、昭和二年の時点で編  
輯所が解散してしまったわけではないと推測できる。  
(30) 本所蔵図書二〇四一・九七一—一。  
(31) 島津家本II—一一一三イ。なお、島津家本II—一一二三『借入・  
作成・寄贈・購入史料目録』自大正十四年一月 至大正十五年十二月  
も、ほぼ同内容・同体裁の史料である。  
(32) 寺尾美保氏の御教示による。なお、寺尾美保「書籍史料の調査分類へ  
の一視点——尚古集成館所蔵島津家文書を事例として——」(『国語国文薩摩  
路』四一、一九九七年三月) 参照。  
(33) 山本博文「島津家文書(黒漆塗箱分)解題」(『島津家文書目録(黒漆  
塗箱分)』本所、一九九七年一月)。  
(34) なお、毛利家における編纂事業については、広田暢久「毛利家編纂事  
業史」(其の一)、(其の四)『山口県文書館研究紀要』三一八、一九七  
四年三月(一九八一年三月)がある。  
(35) 大藤修「文書の構造的認識」(『日本歴史』五〇〇、一九九〇年)。安藤  
正人「越後国頸城郡岩手村佐藤家文書の構造」(渡辺尚志編『近世米作單  
作地帯の村落社会』岩田書院、一九九五年)。

**付記** 本研究は、一九九六年度東京大学史料編纂所リサーチ・アシスタント  
(指導者——本所助教授山本博文)としての研究成果の一部をもとにしたもの  
である。また、一九九七年度文部省科学研費補助金(特別研究員奨励費)  
による成果の一部もある。なお、本稿の作成に当たっては、本所関係者の

方々、鹿児島県歴史資料センター黎明館、松尾千歳氏・寺尾美保氏他尚古集  
成館の方々に、史料の閲覧等で大変お世話になり、また多くの示唆を受けた。  
特に、島津家の家政と編纂事業との関わりについて等、寺尾氏の御教示に依  
るところは大きい。ここに記して感謝の意を表したい。